

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画変更年度	令和 7 年度
計画主体	堺市

堺市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 堺市産業振興局農政部農水産課（代表）
堺市環境局環境保全部環境共生課
所在地 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
電話番号 072-228-6971
FAX番号 072-228-7370
メールアドレス nosui@city.sakai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ヌートリア
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	堺市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲・野菜類	被害面積 15a 被害金額 185千円
アライグマ	野菜類・果樹類	被害面積 47a 被害金額 7,099千円
ヌートリア	水稲・野菜等	被害面積 0a 被害金額 0千円

(2) 被害の傾向

<p>イノシシにおいては、令和3年の豚熱の流行により捕獲頭数が減少したが、南区、美原区を中心に出没が確認されており、水稲等への農作物被害が発生している。また住宅地等での目撃情報も増加している。</p> <p>アライグマにおいては、堺区を除くすべての区で被害が確認されている。令和3年度以降では南区の捕獲頭数が最も多く、近年では中区・西区・北区で捕獲頭数が増えている。</p> <p>ヌートリアにおいては、東区、美原区で出没が確認されている。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(令和6年度)	目標値(令和9年度)
イノシシ被害面積	15a	5a
被害金額	185千円	61千円
アライグマ被害面積	47a	43a
被害金額	7,099千円	6,500千円
ヌートリア被害面積	0a	0a
被害金額	0千円	0千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 大阪府猟友会(以下、猟友会)と有害鳥獣捕獲処理業務委託契約	【イノシシ】 猟友会の会員の高齢化による捕獲体制の維持。

	<p>を締結し、イノシシの捕獲業務を実施。</p> <p>【アライグマ】 農家等へ捕獲檻の貸し出し。搬送、個体の措置における業務を業者へ委託。 捕獲した農家等へ報奨金を交付</p> <p>【ヌートリア】 令和7年4月1日堺市ヌートリア防除実施計画を策定し、農家等へ捕獲檻の貸し出しを開始。 搬送、個体の措置における業務を業者へ委託。</p>	<p>【アライグマ】 農産物の収穫の時期に捕獲檻の貸し出し希望が増え、捕獲檻が不足する。農地においては、収穫が終了した冬期に捕獲圧が低下する。</p>
防護柵の設置等に関する取組	農作物への被害拡大防止のための電気柵等の設置に対し、補助対象経費の1/2以内について補助(限度額は50千円)	<p>国の鳥獣被害防止総合対策事業の活用による防護柵の設置等についての周知を行う必要がある。</p> <p>耕作放棄地等の適正な管理が行われず、棲み処となっている。</p>

(5) 今後の取組方針

イノシシについては、捕獲数は減少傾向にあるが、今後は国の鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、防護柵の設置を推進することなどにより、被害の軽減に努める。

アライグマについては、捕獲数は増加しているため、農家等での捕獲に合わせ、大阪府アライグマ防除実施計画に基づき捕獲対策を推進していく。

ヌートリアについては、堺市ヌートリア防除実施計画に基づき捕獲対策を推進していく。

また、被害のあった農家に対し、鳥獣被害を防止するための対応策の周知、啓発を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・イノシシについては、猟友会へ委託し、有害鳥獣捕獲を継続実施する。
- ・アライグマ、ヌートリアについては、積極的に農家等に捕獲檻を貸し出し、捕獲体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会による箱わな、くくりわなの管理 ・鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による捕獲の推進
	アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の貸出による捕獲 ・鳥獣被害防止総合対策交付金の活用による捕獲の推進

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画、大阪府アライグマ防除実施計画、大阪府鳥獣保護管理事業計画、堺市ヌートリア防除実施計画に基づき、捕獲を行う。 ・また捕獲実績及び被害軽減目標を踏まえた捕獲を実施する。 	<p>【イノシシ捕獲実績】R4 2頭、R5 2頭、R6 7頭</p> <p>【アライグマ捕獲実績】R4 233頭、R5 228頭、R6 445頭</p> <p>【ヌートリア捕獲実績】R4 0頭、R5 0頭、R6 6頭</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	400頭	400頭	400頭
ヌートリア	5頭	5頭	5頭

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシについては、被害の多い地域を中心に、猟友会と連携しながら箱わなとくくりわなにより捕獲を行う。 ・アライグマ、ヌートリアについては、捕獲檻を用いた農家等による捕獲を行う。捕獲後の措置については業者へ委託する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
堺市 (平成19年4月権限委譲済)	狩猟鳥獣、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ アライグマ	電気柵等購入設置の補助	電気柵等購入設置の補助	電気柵等購入設置の補助

(2) その他被害防止に関する取組

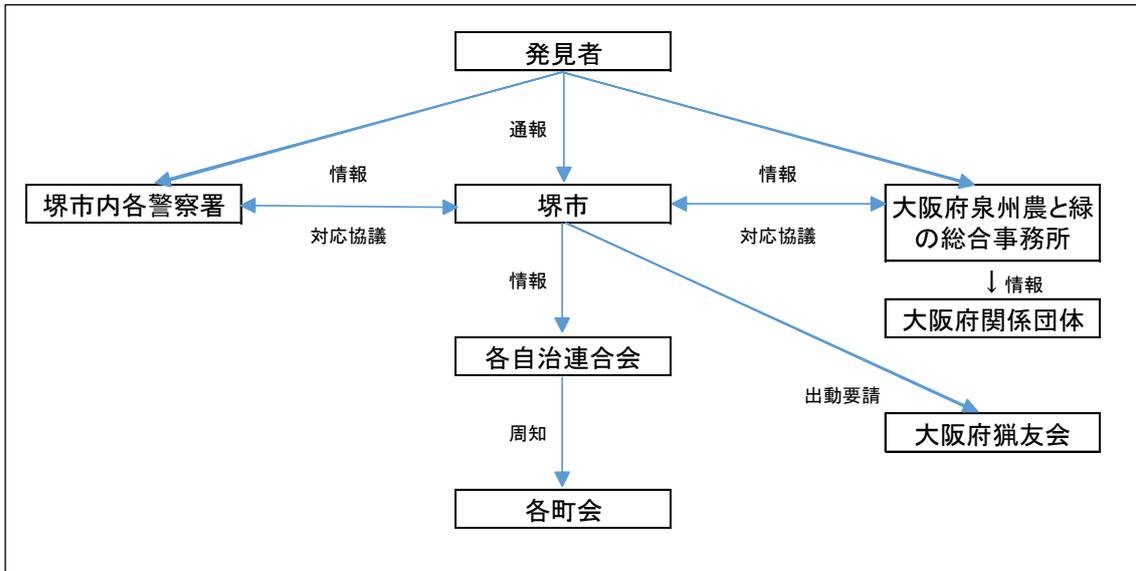
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	イノシシ アライグマ ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会への委託による適正な捕獲 ・ 防護柵や箱わなの購入 ・ 有効な被害防止の方法について、関係機関等と連携しながら研究を行う。 ・ 広報等により被害防止対策方法の周知を図る。 ・ 藪や耕作放棄地を含む里山の環境整備の推進

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
堺市内各警察署	市民の安全確保等に関すること
大阪府猟友会	対象鳥獣の捕獲等に関すること
大阪府泉州農と緑の総合事務所	府関係機関等への情報連絡及び対応協議に関すること
堺市	総合的な対処及び関係機関等との調整に関すること

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシについては、自家消費等の食肉利用を原則としている。今後、他の処理方法についても検討を要する。
- ・アライグマ、ヌートリアについては、安楽死措置を行った後、焼却処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

- ・捕獲個体の資源としての有効利用を推進するため、先行事例を情報収集する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	堺市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
堺市農業協同組合	農作物等被害状況に関すること、営農指導
大阪南農業協同組合	農作物等被害状況に関すること、営農指導
大阪府農業共済組合南部支所	農作物等被害状況の確認、対策支援
大阪府猟友会(黒山支部)	有害鳥獣捕獲の実施、狩猟者の育成
大阪府猟友会(泉北・臨海支部)	有害鳥獣捕獲の実施、狩猟者の育成
堺市(農水産課、環境共生課)	情報提供、助言、協議会事務局
大阪府泉州農と緑の総合事務所	情報提供、指導助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
堺市農業委員会	農地の耕作状況の確認

大阪府森林組合	林業被害の確認、対策支援
大阪府動物愛護畜産課	情報提供、指導助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

該当なし

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし